

## 2 申請者別必要書類

申請者	必要書類
区民	<p><b>申請者が港区内に居住していること※が確認できる本人確認書類</b></p> <p>※ 申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)</li> <li>●運転免許証(裏面含む)の写し</li> <li>●マイナンバーカード(個人番号カード)の表面のみの写し などいずれか1点</li> </ul> <p>以下の書類はいずれか2点以上必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証の写し</li> <li>●国民年金手帳の写し、パスポート など</li> </ul>
管理組合等	<p><b>対象機器の設置及び助成金の交付申請について、管理組合総会で議決されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※<sup>2</sup></b></p> <hr/> <p><b>現在の理事長又は管理者が、管理組合総会で選定されたことを証するもの(議事録など)の写し※<sup>2</sup></b></p> <hr/> <p><b>建物の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※<sup>1</sup></b></p>
中小企業者	<p><b>商業の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※<sup>1</sup></b></p> <p>商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、以下の【<b>補足書類</b>】をあわせて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。</li> </ul>
個人事業者	<p><b>直近の所得税の確定申告書(受付印のあるもの)の写し</b></p> <hr/> <p>[不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること]</p> <p><b>区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)の写し など</li> </ul> <hr/> <p>上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、以下の【<b>補足書類</b>】をあわせて提出してください。</p>

※1 法務局が発行したもの(登記情報提供サービスで取得したものは不可)。

※2 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

### 補足書類(以下は一例です。詳しくは環境課までお問い合わせください。)

#### 中小企業者・個人事業者のみ

事業所の名称と設置予定建築物の住所が記載されている以下のいずれか2点

- 有効な営業許可証など事業を営んでいることを証明するものの写し(有効期限内のもの)
- 設置予定建築物の公共料金の請求書又は領収書の写し(3か月以内のもの)
  - ・公共料金の請求書又は領収証の写しは、異なる種類のもの(例:電気・ガスなど)を2点提出してください。

#### 中小企業者のみ(資本金が中小企業基本法の定義(P.20Q1参照)を超えている場合)

- 従業員数が確認できる書類(労働保険概算・確定保険料申告書(受理印があるもの))等の写し